

さいたま市契約公報

第15号

令和4年8月15日発行

発行所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市役所

(財政局契約管理部契約課)

目次

特定調達契約に係る一般競争入札の公告（3件）

- さいたま市東楽園再整備事業建設（建築）工事…………… 2
- 再生コピー用紙（A4）（単価契約）の購入…………… 8
- さいたま市火葬場・斎場統合予約システムサービス提供業務…………… 12

特定調達契約の落札者等の公示

- ・プログラミング教育実験セット…………… 16
- ・さいたま市新型コロナウイルス感染症自宅療養者食料品配送業務…………… 16
- ・さいたま市環境科学課EDS付属走査型電子顕微鏡賃貸借…………… 16
- ・さいたま市立浦和高等学校教育用パソコンシステム賃貸借…………… 17
- ・さいたま市立北図書館図書館電算システム端末機器等賃貸借…………… 17

競争入札参加資格審査に関する告示（4件）

- 令和3・4年度競争入札の参加資格に関する追加受付の審査結果…………… 17
- 令和5・6年度競争入札参加資格等に関する告示…………… 17
- 資格審査の電子申請に関する告示…………… 39
- 令和5・6年度小規模修繕業者登録に関する告示…………… 43

一般競争入札の告示（11件）

- さいたま市PRキャラクターエアータイプ着ぐるみ製作業務…………… 46
- 食器消毒保管庫（三室中学校）の購入…………… 49
- さいたま市市民税・県民税納税通知書等（当初分）
印字製本封入封緘業務…………… 52
- さいたま市市民税・県民税納税通知書及び税額通知書（例月分）
印字製本封入封緘業務…………… 55
- 納税通知書等印字製本封入封緘業務
（軽自動車税・令和5年度当初課税分）…………… 58
- 令和5年度固定資産税・都市計画税納税通知書等
印字・製本・封入封緘業務（北部市税事務所所管分）…………… 61
- 令和5年度固定資産税・都市計画税納税通知書等
印字・製本・封入封緘業務（南部市税事務所所管分）…………… 65
- 口座振替依頼書等作成封入業務…………… 68
- さいたま市被保護者保健指導等業務…………… 71
- さいたま市立病院ポータブルX線撮影装置保守業務…………… 73
- さいたま市家庭的保育者等研修業務…………… 77

〔水道局〕

特定調達契約に係る一般競争入札の中止（1件）

- さいたま市水道局南部配水場外14か所で使用する電気…………… 80
- さいたま市水道局東部配水場外3か所で使用する電気…………… 80
- さいたま市水道局馬宮配水場外73か所で使用する電気…………… 80
- さいたま市水道局水道総合センターで使用する電気…………… 80

○特定調達契約に係る一般競争入札の公告

さいたま市公告（調達）第91号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、さいたま市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成15年さいたま市規則第132号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年8月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 契約整理番号

04-6456-6

(2) 工事名

さいたま市東楽園再整備事業建設（建築）工事

(3) 工事場所

さいたま市見沼区大字膝子字中田984番外

(4) 工事期間

議会の議決を得たる日から令和6年12月11日まで

(5) 工事概要

ア 新築工事 延べ面積4445.13㎡ RC造 平屋建て

イ 雨水貯留槽設置工事

ウ 外構工事

(6) 予定価格

3,108,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(7) 調査基準価格

設定する（失格基準なし）。

(8) 本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

(9) 本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。

2 入札参加資格

本工事の入札に参加できるのは、次の(1)から(11)までの要件を満たす構成員により結成された3者による特定共同企業体とし、その結成方法は、(12)によるものとする。

- (1) 令和4年度さいたま市の特定調達契約に係る建設工事の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種「建築工事業」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（建設工事）（以下「名簿」という。）に同業種で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該業種について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和4年8月26日（金）までに資格審査の申請を行うこと。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の公告日から開札日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札参加資格の確認申請の日から開札日までの間、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定がされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、名簿に登載されている者に限る。
- (5) 本入札の公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）による健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）による雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入している者であること。ただし、社会保険等の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- (6) 入札参加資格の確認申請の日において、建築一式工事に係る建設業法による特定建設業の許可を受けている者であること。
- (7) 本入札の公告日から令和4年9月26日（月）までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。
- (8) 本入札の公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。
- (9) 代表構成員となる者は、次の全ての要件を満たす者であること。
 - ア 入札参加資格の確認申請の日において、有効かつ最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における総合評定値が、建築一式工事について1,000点以上であること。ただし、2(4)の手続開始の決定がされた者は、手続開始決定日以降の審査基準日のものとする。
 - イ 平成24年度以降、国又は地方公共団体が発注した、1棟の延べ面積2,000㎡以上で、鉄筋コンクリート造の建物の新築、増築又は改築工事（ただし、増築又は改築工事にあたって

は、当該増築又は改築部分について延べ面積2,000㎡以上であること。)を、元請として完成させた実績があること(ただし、共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限ること。)

ウ 次の要件を満たす監理技術者を専任で施工現場に配置することができること。

(7) 建設業法における建築工事に係る監理技術者資格者証を有する者かつ監理技術者講習を受けている者であること。

(イ) 入札参加資格の確認申請の日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

(10) 代表構成員以外の構成員となる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

ア 入札参加資格の確認申請の日において、有効かつ最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における総合評定値が、建築一式工事について850点以上であること。ただし、2(4)の手續開始の決定がされた者は、手續開始決定日以降の審査基準日のものとする。

イ 次の条件を満たす主任技術者を専任で施工現場に配置することができること。

(7) 建設業法における建築工事に係る主任技術者の資格を有している者であること。

(イ) 入札参加資格の確認申請の日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

(11) 官公需適格組合については、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合数値を、令和3年さいたま市告示第496号の3(1)に定める算出方法の特例により算出した客観点数に読み替えて算定できるものとする。

(12) 特定共同企業体の結成方法

ア 3者による自主結成とする。

イ 構成員の出資比率は、20%以上とし、代表構成員の出資比率は、構成員中最大とする。

ウ 事業協同組合とその組合員は、同一の特定共同企業体の構成員として本工事の入札に参加することはできない。

エ 1者が複数の特定共同企業体の構成員として本工事の入札に参加することはできない。

3 入札手續の方法

本入札は、さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)に基づき、入札手續を埼玉県電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)により行う。電子入札コアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付等

さいたま市ホームページ及び入札情報公開システムに掲載する。

5 入札参加資格の確認

本入札に参加を希望する者は、次により、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。ただし、明らかに入札参加資格がないと認められるときは、書類を受理しない。また、受理した書類等の返却は行わない。

(1) 提出書類

入札説明書に記載のとおりとする。

また、電子入札システムを利用できない場合は、紙入札方式参加申請書とともに書面により提出すること。

(2) 提出先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

担当 工事契約第1係 電話 048(829)1180

(3) 提出期間

令和4年8月22日(月)から令和4年9月2日(金)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後4時まで)

(4) 提出部数

1部

6 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより通知する。なお、電子入札システムにより通知できない者については、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

5(2)に同じ

(2) 交付日時

令和4年9月7日(水)午前9時から午後4時まで

(3) その他

入札参加資格がない旨の確認通知には、その理由を示す。また、通知を受けた者は、その理由について、令和4年9月7日(水)から令和4年9月9日(金)(午前9時から午後5時まで)までに5(2)に対し、書面又は口頭で説明を求めることができる。この場合、説明を求めた者に対し、令和4年9月13日(火)午後5時までに書面又は口頭により回答する。

7 入札書の提出方法

入札書の提出方法は次のとおりとする。なお、変更する場合は、別途通知する。

(1) 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

(2) 提出期間

令和4年9月21日(水)午前9時から令和4年9月26日(月)午後5時まで(持参の場合は、休日を除く午前9時から午後5時まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。)

(3) 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課
工事契約第1係

8 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和4年9月27日(火)午後1時30分

(2) 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

9 落札者の決定方法

さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

する。ただし、当該入札価格によっては、当該入札者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の範囲内をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする可能性がある。

1 0 入札保証金

免除する。

1 1 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 電子証明書を不正に使用した者がした入札
- (3) 電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- (4) 不備のある入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- (5) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (6) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書類を提出した者がした入札
- (7) 予定価格を超えた金額による入札
- (8) 郵送又は持参による入札の場合において、次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 入札者の押印のない入札書による入札
 - イ 金額を訂正した入札書による入札
 - ウ 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書による入札
 - エ 押印された印影が明らかでない入札書による入札
 - オ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
 - カ 代理人で委任状を提出しない者がした入札
 - キ 他人の代理を兼ねた者がした入札
 - ク 2 以上の入札書を提出した者がした入札又は 2 者以上の代理をした者がした入札
 - ケ 入札書が指定の日時までに指定の場所に到着しなかった者の入札
- (9) その他公告に示す事項に反した者がした入札

1 2 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）を納付又は次に掲げる有価証券等を担保として提出しなければならない。
 - ア 政府の保証のある債券
 - イ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 2 9 年法律第 1 9 5 号）第 3 条の金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し、又は支払い保証した小切手
 - ウ 銀行等の保証証書
 - エ 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 2 7 年法律第 1 8 4 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証証書
- (2) 次に掲げる者は、契約保証金の納付について免除する。
 - ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を提出した者
 - イ 委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結し、その履行保証証券を提出した者

- (3) 契約保証金は、契約の履行後、請負者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、請負者がある責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は、還付しない。

1.3 支払条件

(1) 前金払

当該会計年度における支払限度額の10分の4以内とする。この場合において、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

(2) 中間前金払

契約締結時に中間前金払を選択することができる。中間前金払を選択したときの中間前払金の額は、当該会計年度における支払限度額の10分の2以内とする。この場合において、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

(3) 部分払

3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度とする。ただし、中間前金払を選択した場合においては、当該会計年度末に部分払を請求する場合を除き、部分払を請求することはできない。

1.4 その他

- (1) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所
ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課
電話 048(829)1179 FAX 048(829)1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

- (2) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部契約課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (3) 落札者は、5により確認を受けた配置予定の技術者を当該工事に専任で配置すること。
(4) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
(5) 開札は、一般に公開するものとする。ただし、傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。

(6) 議決の要否

要

さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取りかわし、議会の議決後に本契約を締結する。

- (7) 契約書作成の要否

要

契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。

(8) 契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

1.5 担当課

(1) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課
電話 048(829)1180 FAX 048(829)1986

(2) 工事を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市建設局建築部営繕課
電話 048(829)1527 FAX 048(829)1982

1.6 Summary

(1) Contract for tender:

Construction and remodeling services for Saitama City's Torakuen Senior Community Center

(2) Date and time for bid submission:

From September 21, 2022, 9:00 a.m. to September 26, 2022, 5:00 p.m.

(3) Date and time for opening bid:

September 27, 2022, 1:30 p.m.

(4) Contact point for the notice:

Contract Division, Contract Management Department, Finance Bureau, Saitama City
6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan
Tel: 048-829-1180

さいたま市公告（調達）第92号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和4年8月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

再生コピー用紙（A4）（単価契約）

(2) 納入場所

さいたま市内各課所、市内各学校及び市内各保育園

(3) 数量・特質等

ア 予定数量 27,804箱（69,510,000枚）

イ 特質等 入札説明書による。

(4) 契約期間

令和4年10月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和4年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、種目「事務用品・什器」内の営業種目「紙製品」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同営業種目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業種目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和4年8月29日（月）までに資格審査の申請を行うこと。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市財政局契約管理部調達課
担当 物品契約係 電話 048（829）1181

(2) 交付期間

公告の日から令和4年9月5日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

- (2) 受付期間
3(2)に同じ
 - (3) 受付場所
3(1)に同じ
 - (4) 提出方法
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
3(1)に同じ
 - (2) 交付日時
令和4年9月14日(水)及び令和4年9月15日(木)午前9時から午後5時まで。なお、
交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞
退したものとみなす。
 - (3) その他
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た
場合のみ受け付けるものとする。
- 6 入札手続等
- (1) 入札方法
単価で行う。入札金額は、1箱当たりの金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当た
っては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をも
って落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業
者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するこ
と。
 - (2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先
 - ア 受領期限
令和4年9月26日(月)書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。
 - イ 送付先
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達
課
 - (3) 入札の日時及び場所
 - ア 日時
令和4年9月28日(水)午後2時00分
 - イ 場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室
 - (4) 入札保証金
見積もった金額(単価)に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、
さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免
除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月28日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 契約事務を担当する課（問合せ先）

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
電話 048（829）1181 FAX 048（829）1986

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課
電話 048（829）1179 FAX 048（829）1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Contract for tender:

Approximately 27,804 cases of A4 Size Copy Paper

(2) Date and time of tender:

September 28, 2022, 2:00 p.m.

(3) Contact point for the notice:

Procurement Division, Contract Management Department, Finance Bureau, Saitama City

6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan

Tel: 048-829-1181

さいたま市公告（調達）第93号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和4年8月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市火葬場・斎場統合予約システムサービス提供業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和10年6月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和4年度さいたま市の特定調達契約に係る業務委託の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業務「電算」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に同業務で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該業務について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和4年9月1日（木）までに資格審査の申請を行うこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 同種同規模のシステムの開発及び運用について、過去5年間に2件以上（うち1件以上は域内70万人以上の人口を擁する地方公共団体、広域連合若しくは一部事務組合を契約相手方とする案件であること。）の履行実績（開発を終え、運用中の案件を含む。）を有する者であること。

なお、同種同規模とは火葬場・斎場等施設のWEB予約受付を扱うシステムの開発及び運用案件種別で、複数の施設を管理する規模とする。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市見沼区染谷2-350-1 さいたま市保健福祉局保健部大宮聖苑管理事務所
電話 048(682)2800

(2) 交付期間

公告の日から令和4年9月5日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付方法

CD-R

(4) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

ウ 返信用封筒（宛先が記入されており、84円分の切手が貼ってあるもの）

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和4年9月12日（月）までに発送するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総合評価落札方式で行う。提出資料作成要領を参照のうえ技術提案書等の書類を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 提案書類の提出方法

入札説明書のとおり

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年10月20日（木）必着。書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒337-0026 さいたま市見沼区染谷2-350-1 さいたま市保健福祉局保健部
大宮聖苑管理事務所

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年10月24日（月）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第1会議室

(5) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年10月24日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(4)イに同じ

(7) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、落札者決定基準に基づいて評価委員が審査した技術点と入札価格を評価する価格点により算出した次に掲げる方法により、総合評価点数の最も高い者を落札者とする。

ア 総合評価点数の算式

総合評価点数＝価格点＋技術点

イ 価格点と技術点の配点

(ア) 価格点 340点

(イ) 技術点 1,020点

ウ 価格点の算式

価格点 = { 1 - (入札価格 × 1. 1) ÷ 予定価格 } × 3 4 0

なお、入札価格は各入札者の入札金額とする。

エ 技術点の評価項目

技術提案書評価 1, 0 2 0 点

詳細は、入札説明書の別添、落札者決定基準による。

(8) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(9) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局保健部健康増進課

電話 048 (829) 1293 FAX 048 (829) 1967

(10) 業務を担当する課

さいたま市見沼区染谷2-350-1 さいたま市保健福祉局保健部大宮聖苑管理事務所

電話 048 (682) 2800 FAX 048 (682) 2802

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048 (829) 1179 FAX 048 (829) 1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局保健部大宮聖苑管理事務所及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Contract for tender:
Operation services for Saitama City's crematorium and funeral reservation system
- (2) Date and time of tender:
October 24, 2022, 10:00 a.m.
- (3) Contact point for the notice:
Omiya Seien Management Office, Department of Health, Health and Welfare Bureau,
Saitama City
2-350-1 Someya, Minuma Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 337-0026, Japan
Tel: 048-682-2800

○特定調達契約の落札者等の公示

さいたま市公告（調達）第94号

次のとおり落札者等について公示します。

令和4年8月15日

さいたま市長 清水 勇 人

「掲載事項」

①案件番号 ②物品等又は特定役務の名称及び数量 ③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ④落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地） ⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑦契約の相手方を決定した手続 ⑧公告又は公示をした日 ⑨随意契約によることとした理由

①94-1 ②プログラミング教育実験セット 600セット ③さいたま市財政局契約管理部調達課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和4年6月15日 ⑤有限会社浦和教材 代表取締役 黒澤透 さいたま市緑区芝原3-13-9 ⑥23,166,000円 ⑦一般競争入札 ⑧令和4年5月2日さいたま市公告（調達）第52号

①94-2 ②さいたま市新型コロナウイルス感染症自宅療養者食料品配送業務 一式 ③さいたま市保健福祉局保健所疾病予防対策課 さいたま市中央区鈴谷7-5-12 ④令和4年7月11日 ⑤鴻池運輸株式会社国際物流関東支店 支店長 渡辺啓太 東京都中央区日本橋本町1-9-13 ⑥149,998,750円 ⑦一般競争入札 ⑧令和4年6月20日さいたま市公告（調達）第80号

①94-3 ②さいたま市環境科学課EDS付属走査型電子顕微鏡賃貸借 一式 ③さいたま市保健福祉局健康科学研究センター環境科学課 さいたま市中央区鈴谷7-5-12 ④令和4年6月30日 ⑤三菱HCキャピタル株式会社本社 執行役員 安栄香純 東京都千代田区丸の内1-5-1 ⑥689,700円（月額） ⑦一般競争入札 ⑧令和4年5月16日さいたま市公告（調達）第61号

① 94-4 ②さいたま市立浦和高等学校教育用パソコンシステム賃貸借 一式 ③さいたま市教育委員会事務局学校教育課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和4年6月15日 ⑤株式会社JEC本社 専務取締役 依田茂 東京都千代田区丸の内3-4-1 ⑥837,980円(月額) ⑦一般競争入札 ⑧令和4年5月2日さいたま市公告(調達)第55号

① 94-5 ②さいたま市立北図書館図書館電算システム端末機器等賃貸借 一式 ③さいたま市教育委員会中央図書館管理課 さいたま市浦和区東高砂町11-1 ④令和4年7月13日 ⑤株式会社サン・データセンター 代表取締役 庄司俊治 神奈川県横須賀市小川町14-1 ⑥960,300円(月額) ⑦一般競争入札 ⑧令和4年5月31日さいたま市公告(調達)第70号

○競争入札参加資格審査に関する告示

さいたま市告示第1182号

さいたま市水道局告示第126号

令和3・4年度のさいたま市及びさいたま市水道局における競争入札の参加資格に関する追加受付の審査結果について、次のとおり公表する。

令和4年8月1日

さいたま市長 清水 勇 人
さいたま市水道事業管理者 小島 正 明

競争入札参加有資格者数(令和4年8月1日名簿新規登録分)

	市内	県内	県外	合計
建設工事	9	13	12	34
設計・調査・測量	1	2	16	19
土木施設維持管理	4	2	3	9
物品納入等	4	4	39	47
業務委託	10	6	63	79
合計	28	27	133	188

※主たる営業所の所在地による

さいたま市告示第1211号

さいたま市水道局告示第133号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和5年度及び令和6年度において、さいたま市及びさいたま市水道局が発注する建設工事の請負(以下「建設工事」という。)、物品の製造の請負、買入れ、借入れ、修理及び不用品の買受等の契約(以下「物品納入等」という。)、設計、調査及び測量の業務の委託(以下「設計・調査・測量」という。)、道路、河川、苑地及び下水道の維持管理業務の委託(以下「土木施設維持管理」という。)並びに建物管理等役務の提供に関する業務の委託(以下「業務委託」

という。)に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格及びその申請方法等を定めたので、施行令第167条の5第2項及び第167条の11第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和4年8月5日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市水道事業管理者 小 島 正 明

1 競争入札に参加することができる者

競争入札に参加することができる者は、競争入札の参加資格に関する審査(以下「資格審査」という。)を受け、さいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載された者とする。

2 競争入札に参加することができない者

(1) 資格者名簿に登載された者(以下「名簿登載者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札に参加することができない。

ア 施行令第167条の4第1項(施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項(施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により、さいたま市の競争入札に参加させないこととされた者

ウ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が、その事業活動を支配している場合、その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、さいたま市長及びさいたま市水道事業管理者(以下「市長等」という。)が不適格であると認める者

(2) 建設工事において、名簿登載者が、資格者名簿に登載された建設業の種類(以下「業種」という。)について次の各号のいずれかに該当するときは、当該業種に係る競争入札に参加することができない。

ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する許可(以下「建設業許可」という。)を受けていないとき。

イ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査(以下「経営事項審査」という。)を受けていないとき。

(3) 測量の業務について、名簿登載者が、測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定による登録(以下「測量業者登録」という。)を受けていないときは、当該業務に係る競争入札に参加することができない。

(4) 建築関連コンサルタント業務について、名簿登載者が、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録(以下「建築士事務所登録」という。)を受けていないときは、当該業務に係る競争入札に参加することができない。

(5) 2(2)~(4)に掲げるもののほか、名簿登載者が、許可、認可又は登録等(以下「登録等」という。)を営業の要件とする業務又は物品の調達について、登録等を受けていないときは、当該業務又は当該物品の調達に係る競争入札に参加することができない。

3 資格審査を受けることができない者

- (1) 2の競争入札に参加することができない者として定められた要件のいずれかに該当する者
- (2) 国税（消費税及び地方消費税並びに法人にあっては法人税、個人事業主にあっては申告所得税及び復興特別所得税）について未納がある者又はこれに未納があり分割納付中である者
- (3) 地方税（法人にあっては法人市民税、個人事業主にあっては個人市民税。ただし、さいたま市内に営業所を有する場合等に限る。）について未納がある者又はこれに未納があり分割納付中である者
- (4) 経常建設共同企業体（経常JV）として資格審査を受けようとする者
- (5) 建設工事及び土木施設維持管理にあっては、次のいずれかの届出を行っていない者（当該届出の義務がない者を除く。）
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (6) 次に掲げる者は、その資格の有効期間内において資格審査を受けることができない。
 - ア 一度資格審査を受けた業種、業務又は営業種目を他の業種、業務又は営業種目に変更しようとする者
 - イ 一度資格審査を受けた業種、業務又は営業種目について、再度資格審査を受けようとする者
 - ウ 有効期間内に申請することができる業種、業務又は営業種目の上限まで既に申請を行った者

4 資格審査の申請区分等

(1) 建設工事

ア 資格審査は、次表に掲げる業種ごとに行う。

土木工事業	建築工事業	大工工事業
左官工事業	とび・土工事業	石工事業
屋根工事業	電気工事業	管工事業
タイル・れんが・ブロック工事業	鋼構造物工事業	鉄筋工事業
舗装工事業	しゅんせつ工事業	板金工事業
ガラス工事業	塗装工事業	防水工事業
内装仕上工事業	機械器具設置工事業	熱絶縁工事業
電気通信工事業	造園工事業	さく井工事業
建具工事業	水道施設工事業	消防施設工事業
清掃施設工事業	解体工事業	

イ 申請することができる業種の数、主たる営業所（建設工事にあつては、建設業法第3条第1項の規定による許可に係る主たる営業所又は建設工事以外の申請区分にあつては、本店又は本社等をいう。以下同じ。）及び代理人を置く営業所と合算して5以内とする。この場合において、営業所ごとに同じ業種について申請することはできない。

(2) 物品納入等

ア 資格審査は、次表に掲げる種目に係る営業種目ごとに行う。

印刷	図書・地図	事務用品・什器
----	-------	---------

学校・保育用品	日用品	繊維品
医療・衛生・福祉器材	広告・装飾	電気機器
精密機械	輸送機器	一般機器
燃料・油脂・燃焼器具	農・林・水産物	消防・安全・災害対策用品
資材	環境対策	レンタル・リース
物品の修理及び不用品の買受	その他	

イ 申請することができる営業所は、主たる営業所又は代理人を置く営業所のいずれか一つとする。

ウ 申請することができる営業種目の数は、10以内とする。

(3) 設計・調査・測量

ア 資格審査は、次表に掲げる業務ごとに行う。

測量	建築関連コンサルタント	地質調査
補償コンサルタント	建設コンサルタント	

イ 申請することができる業務の数は、主たる営業所及び代理人を置く営業所と合算して5以内とする。この場合において、営業所ごとに同じ業務について申請することはできない。

(4) 土木施設維持管理

申請することができる営業所は、主たる営業所又は代理人を置く営業所のいずれか一つとする。

(5) 業務委託

ア 資格審査は、次表に掲げる業務ごとに行う。

建物管理等	警備	清掃
保守点検	施設運転管理	廃棄物処理
運送・運行	給食	イベント・催事
製作等	検査・測定・調査	計画策定
電算	文書管理	福祉サービス
その他		

イ 申請することができる業務の数は、主たる営業所及び代理人を置く営業所と合算して5以内とする。この場合において、営業所ごとに同じ業務について申請することはできない。

5 資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

ア 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、4に掲げる申請区分に応じて、競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に別表1に掲げる書類を添えて、市長等に申請しなければならない。

イ 市長等は、特に必要があると認めるときは、別表1にかかわらず、申請の際の書類を別に定めることができる。

ウ 別表1に掲げる書類のうち、埼玉県電子入札共同システム参加自治体共通書類については、共同受付窓口である埼玉県への提出をもって、市長等に提出したものとみなす。

エ 建設工事、設計・調査・測量及び土木施設維持管理において、令和3・4年度競争入札参加

資格者名簿に登載されている者が、引き続き当該資格審査の申請を行う場合についての方法は、市長等が別に定めるところにより、電子情報処理組織（市長等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用した申請（以下「電子申請」という。）により行うものとする。

(2) 申請書等の取得方法

申請者に対し、次のとおり申請書等を配布する。

ア 建設工事、設計・調査・測量及び土木施設維持管理

埼玉県ホームページからダウンロード

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/kouji0506/kouji_teiki_top.html

イ 物品納入等及び業務委託

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/011/005/p073690.html>

(3) 資格審査の申請受付（電子申請によるものは除く。）

ア 受付期間

(7) 建設工事、設計・調査・測量及び土木施設維持管理

令和4年9月1日から令和4年9月22日まで

(1) 物品納入等及び業務委託

令和4年10月3日から令和4年11月4日まで

イ 受付方法

(7) 建設工事、設計・調査・測量及び土木施設維持管理

郵送（令和4年9月22日消印有効）による申請（持参不可）

(1) 物品納入等及び業務委託

郵送（令和4年11月4日消印有効）による申請（持参不可）

ウ 郵送先

(7) 建設工事、設計・調査・測量及び土木施設維持管理

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札審査課
審査担当（工事）

(1) 物品納入等及び業務委託

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理
部契約課

(4) 資格審査の申請に使用する言語等

ア 申請書は、日本語で記載すること。

イ 申請書以外の添付書類等のうち、外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記又は添付すること。

ウ 申請書以外の添付書類等のうち、外国貨幣で表示してあるものは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算したものを付記又は作成すること。

6 資格審査基準日

(1) 建設工事

申請時において有効な経営事項審査の審査基準日（複数ある場合は審査基準日が直近のもの）を審査基準日とする。ただし、各提出書類について、別に定める基準日がある場合はこれに従うものとする。

(2) 物品納入等、設計・調査・測量、土木施設維持管理及び業務委託

申請日直近の決算日（決算手続きが終了している日付のもの）を審査基準日とする。ただし、各提出書類について、別に定める基準日がある場合はこれに従うものとする。

7 代理人

(1) 申請者又は名簿登載者は、委任状を市長等に提出することにより、代理人を置くことができる。

(2) 建設工事に係る代理人は、業種ごとに置くことができる。ただし、その数は、1業種につき1人とし、当該業種について建設業許可を受けている営業所でなければならない。

(3) 設計・調査・測量に係る代理人は、業務ごとに置くことができる。ただし、その数は、1業務につき1人とする。

なお、測量業務については、測量業者登録を受けている営業所でなければならない。

また、建築関連コンサルタント業務については、建築士事務所登録を受けている営業所でなければならない。

(4) 物品納入等及び土木施設維持管理に係る代理人は、それぞれ1人とする。

(5) 業務委託に係る代理人は、業務ごとに置くことができる。ただし、その数は、1業務につき1人とする。

8 競争入札参加資格の資格審査数値

(1) 建設工事

資格審査数値は、資格審査基準日において、建設業法第27条の29第1項の規定による経営事項審査の総合評定値に別表2に定める発注者別評価点を加算した数値とする。

なお、経営事項審査の総合評定値は、平成20年国土交通省告示第85号（以下「国土交通省告示」という。）第一に規定する経営規模、経営状況、技術力及びその他の審査項目（社会性等）を、国土交通省告示第二に定める基準（以下「国土交通省告示に定める基準」という。）に従って審査し、国土交通省告示並びに平成20年1月31日付け国総建第269号「経営事項審査の事務取扱について」（以下「国土交通省通知」という。）により算出した評点とする。

ただし、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合（以下「協同組合等」という。）のうち官公需適格組合の証明を受けた者（以下「官公需適格組合」という。）であって、資格審査に係る工事種別の官公需適格組合の算出方法の特例の適用を希望する者については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 経営規模及び技術力の審査は、当該組合と5以内の組合員（当該組合の理事並びに当該組合の理事又は組合員が代表者となっている法人を含む。以下同じ。）の次に掲げる事項の合計値を用いて、国土交通省告示に定める基準に準じて行うものとする。

(ア) 工事の種類別年間平均完成工事高

(イ) 工事の種類別年間平均元請完成工事高

(ウ) 自己資本の額

(エ) 利益額

(オ) 技術職員の数

イ 経営状況及びその他の審査項目（社会性等）の評点は、当該組合と5以内の組合員の国土交通省通知別紙1及び2に定める当該評点の平均値（小数点以下第1位を四捨五入した数値）を用いるものとする。

(2) 業務委託

資格審査数値は、別表3(1)から(6)に定める経営財務状況の点数に、別表3(7)から(12)に定める発注者別評価項目の点数を加算した数値とする。

ただし、官公需適格組合であって、資格審査に係る業務の官公需適格組合の算出方法の特例の適用を希望する者の経営財務状況の値は、別表3(6)に定める「営業期間」を除き当該組合と5以内の組合員の合計値を用いて算出するものとする。

9 競争入札参加資格の等級区分

(1) 建設工事

等級区分は、8(1)で定める資格審査数値をもとに、一部の業種について業種別に等級を区分することにより行う。

ア 等級区分を行う業種

土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、電気工事業、管工事業、舗装工事業及び造園工事業

イ 業種別の等級

(ア) 土木工事業及び建築工事業

S級、A級、B級及びC級の4級に区分する。

(イ) とび・土工工事業、電気工事業、管工事業、舗装工事業及び造園工事業

A級、B級及びC級の3級に区分する。

(2) 業務委託

等級区分は、8(2)で定める資格審査数値をもとに、一部の業務について業務別に等級を区分することにより行う。

ア 等級区分を行う業務

建物管理等、警備及び清掃

イ 等級

A級、B級及びC級の3級に区分する。

(3) その他

ア 各等級における数値区分及び技術者数は、資格審査終了後に、名簿登載者のバランス等を考慮して決定する。

イ 別表2のうち、埼玉県電子入札共同システムの共同受付窓口である埼玉県が審査する項目については、埼玉県における審査結果を適用するものとする。

ウ 別表1及び別表3について、関係法令の改正等により書類の取扱いに変更が生じた場合には、それに応じた取扱いをするものとする。

10 等級区分の方法等の公表及び資格者名簿への登載

(1) 市長等は、資格審査終了後、次に掲げる事項について告示する。

ア 等級区分の方法

イ 競争入札参加資格を得た者の数

(2) 市長等は、資格審査を受けた者を、4に定める申請区分ごとの資格者名簿に登載するものとする。

1 1 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

(2) 有効期間の更新手続

競争入札参加資格の更新を希望する者に係る更新手続等については、令和6年度の有効期間中に別に定める。

1 2 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格の審査結果については、郵送により通知する。

1 3 変更等の届出

(1) 名簿登載者は、申請内容について変更が生じたときは、次の各号に掲げる申請区分により直ちに届け出なければならない。また、変更の届出を必要とする申請内容については、さいたま市ホームページにて公表する。

ア 建設工事、設計・調査・測量及び土木施設維持管理

埼玉県電子入札共同システムを利用して市長等に届け出るとともに、関係書類を共同受付窓口（埼玉県）及び市長等に提出するものとする。

イ 物品納入等及び業務委託

関係書類を、市長等に提出するものとする。

(2) 名簿登載者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに関係書類を添えて市長等に届け出なければならない。

ア 2(1)アに該当する者となったとき。

イ 法人が解散又は個人事業主が死亡したとき。

ウ 営業停止命令を受けたとき。

エ 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。

オ 金融機関に取引を停止されたとき。

カ 官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合等として資格審査を申請した者が、官公需適格組合の証明を受けられない者となったとき。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てを行ったとき、更生手続開始の決定があったとき及び更生計画の認可がなされたとき。

ク 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てを行ったとき、再生手続開始の決定があったとき及び再生計画の認可がなされたとき。

1 4 競争入札参加資格の再審査

(1) 3(6)の規定にかかわらず、相続、合併、会社分割又は事業譲渡等により、名簿登載者から申請区分に係る当該事業の一切を承継した者が、その参加資格を承継しようとするときは、競争入札参加資格再審査申請書に関係書類を添えて、市長等に再審査の申請をしなければならない。

(2) 3(6)の規定にかかわらず、名簿登載者で、会社更生法の規定により更生手続開始の決定をされ

た者又は民事再生法の規定により再生手続開始の決定をされた者は、競争入札参加資格再審査申請書に係る書類を添えて、再審査の申請をしなければならない。

1.5 資格者名簿からの抹消

(1) 市長等は、名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿から抹消するものとする。

ア 2(1)に該当する者となったとき。

イ 法人の解散又は個人事業主の死亡を確認してから90日を経過したとき。

ウ 金融機関に取引を停止されたとき。

(2) 市長等は、名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿から抹消することができる。

ア 1.3(1)又は同(2)(ウ、エ及びカに係るものに限る。)の規定による届出を怠ったとき。

イ 競争入札参加資格申請、変更に関する届出又は競争入札参加資格再審査申請等の際し、虚偽の記載等を行ったとき又は重要な事項について記載等を行わなかったことが判明したとき。

ウ 名簿登載者として不適当であると埼玉県電子入札共同システム参加自治体に認められ、当該自治体の資格者名簿から抹消されたことが判明したとき。

(3) 市長等は、名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該業種、営業種目又は業務について資格者名簿から抹消するものとする。

ア 建設工事にあつては、資格者名簿に登載されている業種についての建設業許可を受けていない者となってから、新たに建設業許可を受けることなく90日を経過したとき。

イ 測量業務にあつては、測量業者登録を受けていない者となってから、新たに測量業者登録を受けることなく90日を経過したとき。

ウ 建築関連コンサルタント業務にあつては、建築士事務所登録を受けていない者となってから、新たに建築士事務所登録を受けることなく90日を経過したとき。

エ 登録等を営業の要件とする物品の調達に係る営業種目又は業務にあつては、登録等を受けていない者となってから、新たに登録等を受けることなく90日を経過したとき。

オ 資格者名簿に登載されている業種、営業種目又は業務について、その営業を廃止したとき又は当該資格者名簿からの抹消を申し出たとき。

1.6 資料提出等の請求

市長等は、必要があると認めるときは、この告示に定めるもののほか、資格審査を申請した者に対し、その都度、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

1.7 追加の資格審査

市長等は、必要があると認める場合には、追加で資格審査を実施することができる。この場合の資格審査申請の方法及び競争入札参加資格の有効期間等については別に定める。

1.8 特定調達契約に係る取扱い

競争入札参加資格の有効期間中は、当該申請業種、営業種目又は業務ごとに、さいたま市及びさいたま市水道局において行われる、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける調達契約に係る資格を有する者として取り扱うものとする。

1.9 その他

詳細は、令和5・6年度競争入札参加資格審査申請の手引による。建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理については埼玉県ホームページにて公開する。物品納入等、業務委託については、後日さいたま市ホームページにて公開する。

別表 1

添付書類	申請区分				
	建設工事	物品 納入等	設計・調 査・測量	土木施設 維持管理	業務委託
履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（写し可）【法人のみ対象】	○	○	○	○	○
法人番号の確認資料（「国税庁法人番号公表サイト」の法人情報の画面を印刷したもの）【法人で新規申請者のみ対象】	○		○	○	
法人番号の確認資料（「国税庁法人番号公表サイト」の法人情報の画面を印刷したもの）【法人のみ対象】		○			○
「法人税」並びに「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の3）（写し可）【法人のみ対象】	○	○	○	○	○
身分（元）証明書（写し可）【個人事業主のみ対象】	○	○	○	○	○
後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書（被補助人にあっては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書）（写し可）【個人事業主のみ対象】	○	○	○	○	○
「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の2）（写し可）【個人事業主のみ対象】	○	○	○	○	○
経営事項審査の総合評定値通知書の写し	○				
社会保険等の加入確認資料の写し【経営事項審査の総合評定値通知書で社会保険等が「無」の場合又は建設工事を申請しない場合のみ対象】	○			○	
建設業許可通知書又は許可証明書（写し可）	○				
建設業許可申請書（様式一号）、営業所一覧表（別紙二）及び建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）の写し	○				

添付書類	申請区分				
	建設工事	物品 納入等	設計・調 査・測量	土木施設 維持管理	業務委託
建設業許可申請書（様式一号）、営業所一 覧表（別紙二）及び建設業法施行令第3 条に規定する使用人の一覧表（様式第十 一号）の写し	○				
資格情報を証明する書類の写し【対象工 事を希望する場合のみ対象】	○				
登録情報を証明する書類の写し			○		
申請事業所の写真・案内図【代理人を置 く事業所の所在地がさいたま市内の場合 のみ対象】			○	○	
障害者雇用状況報告書の写し又は障害者 雇用の状況	○				
障害者雇用状況報告書の写し又は障害者 雇用の証明書					○
公益財団法人日本適合性認定協会（以下 「J A B」という。）又はJ A Bと相互認 証している認定機関に認定されている審 査登録機関が認証したI S O 9 0 0 1 認 証取得登録証の写し【申請業種について 取得している場合のみ対象】	○				
I S O 9 0 0 1 認証取得登録証の写し					○
J A B又はJ A Bと相互認証している認 定機関に認定されている審査登録機関が 認証したI S O 1 4 0 0 1 認証取得登録 証の写し【申請業種について取得してい る場合のみ対象】	○				
I S O 1 4 0 0 1 認証取得登録証の写し					○
監理技術者の状況	○				
建設業労働災害防止協会加入証明書（写 し可）	○				
組合員名簿、役員名簿【中小企業等協同 組合等のみ対象】	○	○	○	○	○

添付書類		申請区分				
		建設工事	物品 納入等	設計・調 査・測量	土木施設 維持管理	業務委託
官公需適格組 合の算出方法 の特例を希望 する場合	官公需適格組合証明書の 写し	○				○
	経営事項審査の総合評 定値通知書の写し（組合と 組合員のもの）	○				
	官公需適格組合資格審査 数値計算表	○				○
	官公需適格組合の組合員 ごとの業務別内訳					○
	申請日現在有効な許可、 認可又は登録等の証明書 の写し					○
	当該組合と組合員の申請 日直近2ヵ年分の決算書 類（写し可）					○
委任状【代理人を設置する場合のみ対象】		○	○	○	○	○
使用印鑑届【代理人を設置しない場合の み対象】		○		○	○	
さいたま市の市税納税証明書（写し可） 【さいたま市内に事業所等を有する場合 のみ対象】		○	○	○	○	○
誓約書		○	○	○	○	○
個別情報報告書		○		○	○	
資本関係又は人的関係確認書		○				
災害協定の協定書の写し又は災害協定締 結団体加盟証明書原本		○				
一般財団法人持続性推進機構によりエコ アクション21の認証・登録証の写し（I S O 1 4 0 0 1を認証取得し、登録証の 写しを提出している場合は、提出不要）		○				○

添付書類	申請区分	建設工事	物品 納入等	設計・調 査・測量	土木施設 維持管理	業務委託
以下のア～ウのいずれかの書類の写し ア さいたま市と締結している包括連 携協定書 イ さいたま市SDGs認証企業認証 書 ウ さいたま市健康経営企業認定証		○				○
次世代育成支援対策推進法（平成15年 法律第120号）に基づく一般事業主行 動計画策定・変更届（受理印のあるもの） の写し又は認定を受けていることがわか るものの写し【主たる営業所の所在地が さいたま市内の場合のみ対象】		○				
次世代育成支援対策推進法に基づく一般 事業主行動計画策定・変更届（受理印の あるもの）の写し又は認定を受けている ことがわかるものの写し						○
女性技術者又は若手技術者（申請日現在 35歳未満の者）の資格者証及び常勤し ていることがわかる書類の写し【主たる 営業所の所在地がさいたま市内の場合の み対象】		○				
CPDS／CPDで取得した単位数等が わかる証明書等の写し【主たる営業所の 所在地がさいたま市内で土木・建築・電 気・管・舗装・造園のいずれかの業種を 申請する場合のみ対象】		○				
女性の職業生活における活躍の推進に関 する法律（平成27年法律第64号）に 基づく一般事業主行動計画策定・変更届 （受理印のあるもの）の写し又は認定を 受けていることがわかるものの写し【主 たる営業所の所在地がさいたま市内の場 合のみ対象】		○				
女性の職業生活における活躍の推進に関 する法律に基づく一般事業主行動計画策 定・変更届（受理印のあるもの）の写し 又は認定を受けていることがわかるもの の写し						○
さいたま市消防団協力事業所表示証交付 書の写し又は消防団協力事業所認定継続 通知書の写し【主たる営業所の所在地が さいたま市内の場合のみ対象】		○				

添付書類	申請区分	建設工事	物品 納入等	設計・調 査・測量	土木施設 維持管理	業務委託
協力雇用主の登録に関する証明書の原本 【主たる営業所の所在地がさいたま市内 の場合のみ対象】		○				
受付証・返信用封筒			○			○
提出書類チェックリスト			○			○
業者情報調書			○			○
契約実績書			○			○
代理店及び特約店報告書			○			
印鑑証明書（写し可）【法人のみ対象】			○			○
印鑑登録証明書（写し可）【個人事業主の み対象】			○			○
申請日直近2か年分の決算書類等（写し 可）【法人のみ対象】			○			○
申請日直近2か年分の確定申告書等の写 し【個人事業主のみ対象】			○			○
申請日現在有効な許可、認可又は登録等 の証明書等の写し			○			○

別表 2

評価項目	条件	付与点数	対象者及び対象業種
災害時復旧協力協定締結	以下のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ○ さいたま市長と「大規模災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する協定」を締結している団体に加盟し、応急復旧業務・工事に協力することとなっていること ○ さいたま市水道事業管理者と「災害時における復旧工事の協力に関する協定」を締結している団体に加盟し、復旧工事に協力することとなっていること ○ さいたま市長と「災害時における電気設備の復旧に関する協定」を締結している団体に加盟し、復旧活動等の支援に関して協力することとなっていること ○ 上記と類似の協定等について、さいたま市長又はさいたま市水道事業管理者と災害時における応急復旧業務に関する協定等を締結している団体に加盟し、又は協定等を締結し、応急復旧工事に協力することとなっていること <p style="margin-left: 2em;">なお、締結している協定等は令和4年9月1日現在有効なもののみとする。</p>	30点	協定締結団体に加盟又は協定を締結している者・申請全業種
品質管理	ISO9001の認証を取得している場合	10点	全者・申請全業種
優秀建設工事業者表彰	令和3年度・令和4年度に「さいたま市優秀建設工事業者表彰」を受けた者	受賞1案件につき20点	受賞者・該当業種
入札参加停止	令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間の入札参加停止の期間に応じて減点	1月につき－5点	全者・申請全業種

評価項目	条件	付与点数		対象者及び 対象業種
工事成績	① 令和3年1月1日から令和4年1月31日までの間に受けた本市発注工事の工事検査に係る工事成績の平均点に応じ加減点（共同企業体での実績は除く。また、実績のない者は0点とする。）	工事成績 平均点	加減点	全者・該当業種
		82点以上	30点	
		79点以上 82点未満	20点	
		76点以上 79点未満	10点	
		65点以上 76点未満	0点	
		65点未満	-20点	
	② ①の算出の基礎となった工事成績 中65点に満たない案件があった場合	1案件につき-5点		
地域加算	さいたま市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者	20点		市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
女性技術者又は若手技術者の雇用	建設業法第7条第2号及び同法第15条第2号に規定する専任の技術者（実務経験のみによるものは除く。）になり得る女性技術者又は若手技術者（申請日現在35歳未満の者）が1人以上常勤している場合（従業員にあっては申請日において既に3か月以上の雇用関係にあり、以後1年以上の雇用が見込まれるものに限る。）	10点		市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種

評価項目	条件	付与点数	対象者及び対象業種																																										
CPDS/CPD（継続学習）の取組み状況	<p>CPDS/CPD（継続学習）に取り組んでいる技術者の取得した単位数に応じ、申請時に在籍している企業に対し、加点する。ただし、下記①～③については、平成29年10月1日から令和4年9月30日の期間で取得したもの、④については、平成30年4月1日から令和4年9月30日の期間で取得したものとする。</p> <p>① 「一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会」が実施する継続学習制度における企業ごとの取得単位数</p> <p>② 「建築CPD運営会議」が実施する情報提供制度(CPD)における企業ごとの認定時間数</p> <p>③ 「公益社団法人土木学会」が実施する継続教育制度における企業ごとの取得単位数</p> <p>④ 「造園CPD協議会」が実施する継続教育制度(CPD)における企業ごとの取得単位数</p>	<p>①一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会</p> <table border="1" data-bbox="898 398 1185 712"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1～19</td><td>1点</td></tr> <tr><td>20～39</td><td>2点</td></tr> <tr><td>40～59</td><td>4点</td></tr> <tr><td>60～79</td><td>6点</td></tr> <tr><td>80～99</td><td>8点</td></tr> <tr><td>100～</td><td>10点</td></tr> </tbody> </table> <p>②建築CPD運営会議</p> <table border="1" data-bbox="898 790 1185 1104"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1～11</td><td>1点</td></tr> <tr><td>12～23</td><td>2点</td></tr> <tr><td>24～35</td><td>4点</td></tr> <tr><td>36～47</td><td>6点</td></tr> <tr><td>48～59</td><td>8点</td></tr> <tr><td>60～</td><td>10点</td></tr> </tbody> </table> <p>③公益社団法人土木学会、④造園CPD協議会</p> <table border="1" data-bbox="898 1261 1185 1697"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1～49</td><td>1点</td></tr> <tr><td>50～99</td><td>2点</td></tr> <tr><td>100～149</td><td>4点</td></tr> <tr><td>150～199</td><td>6点</td></tr> <tr><td>200～249</td><td>8点</td></tr> <tr><td>250～</td><td>10点</td></tr> </tbody> </table> <p>※申請業種ごとの上限は10点とする</p>	取得単位数	配点	1～19	1点	20～39	2点	40～59	4点	60～79	6点	80～99	8点	100～	10点	取得単位数	配点	1～11	1点	12～23	2点	24～35	4点	36～47	6点	48～59	8点	60～	10点	取得単位数	配点	1～49	1点	50～99	2点	100～149	4点	150～199	6点	200～249	8点	250～	10点	<p>市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者</p> <p>①対象業種 土木工事業 管工事業 舗装工事業</p> <p>②対象業種 建築工事業 電気工事業 管工事業</p> <p>③対象業種 土木工事業 管工事業 舗装工事業</p> <p>④対象業種 造園工事業</p>
取得単位数	配点																																												
1～19	1点																																												
20～39	2点																																												
40～59	4点																																												
60～79	6点																																												
80～99	8点																																												
100～	10点																																												
取得単位数	配点																																												
1～11	1点																																												
12～23	2点																																												
24～35	4点																																												
36～47	6点																																												
48～59	8点																																												
60～	10点																																												
取得単位数	配点																																												
1～49	1点																																												
50～99	2点																																												
100～149	4点																																												
150～199	6点																																												
200～249	8点																																												
250～	10点																																												

評価項目	条件	付与点数	対象者及び対象業種
障害者雇用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条に係る報告義務がある場合、申請日直近の6月1日現在において雇用する障害者の数が法定雇用障害者数以上であり、主たる営業所を管轄する公共職業安定所に障害者の雇用に関する報告書を提出した者 ○ 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る報告義務がない場合、申請日時点において障害者を1人以上雇用し、障害者雇用の状況を提出した者 	20点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
環境への配慮等	ISO14001の認証を取得している場合又はエコアクション21の認証を取得している場合	10点	全者・申請全業種
子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従業員100人以下の企業等の場合、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第12条の規定による届出を労働局へ提出した者（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）又は、同法第15条の2の規定による認定を受けている者 ○ 従業員101人以上の企業等の場合、同法第13条又は第15条の2の規定による認定を受けている者 	10点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種

評価項目	条件	付与点数	対象者及び対象業種
女性の活躍推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従業員100人以下の企業等の場合、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第8条の規定による届出を労働局へ提出した者（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）又は、同法第12条の規定による認定を受けている者 ○ 従業員101人以上の企業等の場合、同法第9条又は第12条の規定による認定を受けている者 	10点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
消防団協力事業所	さいたま市消防団協力事業所表示制度実施要綱第6条の規定により、消防団協力事業所として認定を受けている者	10点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
協力雇用主	法務省さいたま保護観察所に協力雇用主として登録されている者	10点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
その他	以下のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ○ さいたま市と包括連携協定を締結している者 ○ さいたま市SDGs認証企業として認証されている者 ○ さいたま市健康経営企業として認定されている者 	10点	該当者・申請全業種

協同組合等については、当該協同組合等として要件を満たしている場合を加減点対象とする。

別表 3

(1) 平均売上額

平均 売上額	20億円以上	15億円以上 20億円未満	10億円以上 15億円未満	7億円以上 10億円未満	4億円以上 7億円未満	3億円以上 4億円未満
点 数	35点	33点	31点	29点	27点	25点
平均 売上額	2億円以上 3億円未満	15千万円以上 2億円未満	1億円以上 15千万円未満	8千万円以上 1億円未満	6千万円以上 8千万円未満	45百万円以上 6千万円未満
点 数	23点	21点	19点	17点	15点	13点
平均 売上額	3千万円以上 45百万円未満	2千万円以上 3千万円未満	1千万円以上 2千万円未満	5百万円以上 1千万円未満	5百万円未満	/
点 数	11点	9点	7点	5点	3点	

(2) 自己資本の額

自己資本 の額	1億円以上	8千万円以上 1億円未満	6千万円以上 8千万円未満	45百万円以上 6千万円未満	3千万円以上 45百万円未満	2千万円以上 3千万円未満
点 数	15点	14点	13点	11点	9点	7点
自己資本 の額	1千万円以上 2千万円未満	5百万円以上 1千万円未満	1百万円以上 5百万円未満	0円以上 1百万円未満	マイナス資本	/
点 数	5点	3点	2点	1点	-2点	

(3) 流動比率

流 動 比 率	150以上	130以上 150未満	110以上 130未満	90以上 110未満	70以上 90未満	70未満
点 数	15点	12点	9点	6点	3点	1点

(4) 自己資本比率

自己資本 比率	50以上	40以上 50未満	30以上 40未満	20以上 30未満	10以上 20未満	10未満
点 数	15点	12点	9点	6点	3点	1点

(5) 従業員数

従 業 員 数	300人以上	100人以上 300人未満	50人以上 100人未満	10人以上 50人未満	10人未満
点 数	10点	8点	6点	4点	1点

(6) 営業期間

営 業 期 間	10年以上	5年以上 10年未満	3年以上 5年未満	2年以上 3年未満	1年以上 2年未満	1年未満
点 数	10点	8点	6点	4点	2点	0点

(7) 障害者雇用

雇 用	法定雇用障害者 数以上を雇用し ている	法定雇用障害者 数以上を雇用し ていない
点 数	5点	0点

- 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る報告義務がある場合、申請日直近の6月1日現在において雇用する障害者の数が法定雇用障害者数以上であり、主たる営業所を管轄する公共職業安定所に障害者の雇用に関する報告書を提出した者
- 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る報告義務がない場合、申請日時点において障害者を1人以上雇用し、障害者雇用の証明書を提出した者

なお、協同組合等については、当該協同組合等として要件を満たしている場合を加点対象とする。

(8) 子育て支援

届出 又は 認定	有	無
点数	5点	0点

- 従業員100人以下の企業等の場合、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第12条の規定による届出を労働局へ提出した者（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）又は同法第15条の2の規定による認定を受けている者
- 従業員101人以上の企業等の場合、同法第13条又は第15条の2の規定による認定を受けている者
なお、協同組合等については、当該協同組合として要件を満たしている者を加対象とする。

(9) 女性の活躍推進

届出	有	無
点数	5点	0点

- 従業員100人以下の企業等の場合、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第8条の規定による届出を労働局へ提出した者（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）又は同法第12条の規定による認定を受けている者
- 従業員101人以上の企業等の場合、同法第9条又は第12条の規定による認定を受けている者
なお、協同組合等については、当該協同組合として要件を満たしている者を加対象とする。

(10) ISO・エコアクション21認証取得

認証 取得	ISO9001		ISO14001 又は エコアクション21	
	有	無	有	無
点数	5点	0点	5点	0点

- ISO9001
JAB又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO9001の認証を取得している場合
- ISO14001又はエコアクション21
JAB又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO14001の認証を取得している場合、又は一般財団法人持続性推進機構によりエコアクション21の認証を取得している場合

なお、ISO9001、ISO14001又はエコアクション21のいずれの場合も、協同組合等については、当該協同組合等としての認証取得を加対象とする。

(11) その他

締結 認証 又は認定	さいたま市と包括連携協定、 さいたま市SDGs認証企業 又は さいたま市健康経営企業	
	有	無
点数	5点	0点

- 以下のいずれかに該当する者
- さいたま市と包括連携協定を締結している者
 - さいたま市SDGs認証企業として認証されている者
 - さいたま市健康経営企業として認定されている者

(12) 入札参加停止

入札参加停止	令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間の 入札参加停止期間に応じて減点
点数	1月につき-1点

さいたま市告示第1212号

さいたま市水道局告示第134号

さいたま市の競争入札参加資格に関する告示（令和4年さいたま市告示第1211号）及びさいたま市水道局の競争入札参加資格に関する告示（令和4年さいたま市水道局告示第133号）5(1)エの定めにより、建設工事の請負（以下「建設工事」という。）、設計、調査及び測量の業務の委託（以下「設計・調査・測量」という。）、道路、河川、苑地及び下水道の維持管理業務の委託（以下「土木施設維持管理」という。）に係る資格審査の申請について、電子情報処理組織（参加自治体に属する知事、市長又は町長等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織のことをいう。）を使用して行う場合の申請方法等を定めたので、次のとおり公示する。

令和4年8月5日

さいたま市長 清水 勇 人
さいたま市水道事業管理者 小 島 正 明

1 用語の定義

この公示において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各項に定めるところによる。

(1) 埼玉県電子入札共同システム（以下「共同システム」という。）

埼玉県と県内市町等の共同で開発した電子情報処理組織のことをいう。

(2) 電子申請

建設工事、設計・調査・測量及び土木施設維持管理に係る競争入札の参加資格に関する審査の申請に、共同システムを用いて行う申請のことをいう。

2 電子申請を行うことができる者

電子申請は、次の全ての要件を満たしていなければ行うことができない。

(1) 申請の区分は、次のいずれかであること。

ア 建設工事

イ 設計・調査・測量

ウ 土木施設維持管理

(2) 申請日現在、共同システムに登録している事業所であること。

(3) さいたま市の競争入札参加資格に関する告示（令和4年さいたま市告示第1211号）及びさいたま市水道局の競争入札参加資格に関する告示（令和4年さいたま市水道局告示第133号）の3に該当する者でないこと。

3 電子申請の申請方法

(1) 電子申請は、申請者又は申請者から資格審査に関する権限の委任を受けた代理人（以下「申請者等」という。）が行うことができる。

(2) 申請者等は、共同システムを利用して競争入札参加資格申請をさいたま市長及びさいたま市水道事業管理者（以下「市長等」という。）に行わなければならない。

(3) 申請者等は、申請の際、共同システムに参加する自治体の中から申請を希望する自治体としてさいたま市を選択することで、市長等に対し申請を行うものとみなす。

(4) 申請者等は、電子申請後、別表に掲げる書類を郵送等により市長等に提出しなければならない。

なお、別表に掲げる書類のうち、共同システム参加自治体共通書類については、共同受付窓口である埼玉県への提出をもって、市長等に提出したものとみなす。

4 電子申請の受付期間等

(1) 受付期間

ア 建設工事

令和4年10月5日から令和4年11月25日まで

設計・調査・測量又は土木施設維持管理を同時に申請する場合の受付期間は、4(1)イのとおりとする。

イ 設計・調査・測量及び土木施設維持管理

令和4年10月5日から令和4年11月11日まで

(2) 郵送先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札審査課審査担当(工事)

5 電子申請に使用する言語等

(1) 電子申請は、日本語で行うこと。

なお、電子申請に使用することができる漢字は、JIS第1水準及び第2水準とする。また、申請内容(人名及び法人名を含む。)において、これ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又はカタカナ等に置き換えるものとしなければならない。

(2) 提出書類等のうち、外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記又は添付すること。

(3) 電子申請の金額は、日本国通貨で表示すること。また、提出書類等のうち、外国貨幣で表示してあるものは、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算したものを付記又は作成すること。

6 その他

詳細は、令和5・6年度建設工事請負等競争入札参加資格審査申請の手引による。

別表

添付書類	申請区分	建設工事	設計・調査・測量	土木施設維持管理
	送付票		○	○
代理申請する場合の委任状		○	○	○
履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（写し可） 【法人のみ対象】		○	○	○
「法人税」並びに「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の3）（写し可）【法人のみ対象】		○	○	○
身分（元）証明書（写し可）【個人事業主のみ対象】		○	○	○
後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書（被補助人にあっては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書）（写し可）【個人事業主のみ対象】		○	○	○
「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の2）（写し可）【個人事業主のみ対象】		○	○	○
経営事項審査の総合評定値通知書の写し		○		
社会保険等の加入確認資料の写し【経営事項審査の総合評定通知書で社会保険等が「無」の場合又は建設工事を申請しない場合のみ対象】		○		○
建設業許可通知書又は許可証明書（写し可）		○		
建設業許可申請書（様式第一号）、営業所一覧表（別紙二）及び建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）の写し		○		
資格情報を証明する書類の写し【対象工事を希望する場合のみ対象】		○		
登録情報を証明する書類の写し			○	
申請事業所の写真・案内図【代理人を置く事業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】			○	○

添付書類	申請区分	建設工事	設計・調査・測量	土木施設維持管理
	障害者雇用状況報告書の写し又は障害者雇用の状況		○	
I S O 9 0 0 1 認証取得登録証の写し【申請業種について取得している場合のみ対象】		○		
I S O 1 4 0 0 1 認証取得登録証の写し【申請業種について取得している場合のみ対象】		○		
監理技術者の状況		○		
建設業労働災害防止協会加入証明書（写し可）		○		
組合員名簿、役員名簿【中小企業等協同組合等のみ対象】		○	○	○
官公需適格組合の算出方法の特例を希望する場合	官公需適格組合証明書の写し	○		
	経営事項審査の総合評定値通知書の写し（組合と組合員のもの）	○		
	官公需適格組合資格審査数値計算表	○		
委任状・使用印鑑届		○	○	○
さいたま市の市税納税証明書（写し可）【さいたま市内に事業所等を有する場合のみ対象】		○	○	○
誓約書		○	○	○
個別情報報告書		○	○	○
資本関係又は人的関係確認書		○		
災害協定の協定書の写し又は災害協定締結団体加盟証明書		○		

添付書類	申請区分	建設工事	設計・調査・測量	土木施設維持管理
エコアクション21の認証・登録証の写し（ISO14001を認証取得し、登録証の写しを提出している場合は、提出不要）		○		
以下のア～ウのいずれかの書類の写し ア さいたま市と締結している包括連携協定書 イ さいたま市SDGs認証企業認証書 ウ さいたま市健康経営企業認定証		○		
次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画策定・変更届（受理印のあるもの）の写し又は認定を受けていることがわかるものの写し【主たる営業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】		○		
女性技術者又は若手技術者（申請日現在35歳未満の者）の資格者証及び常勤していることがわかる書類の写し【主たる営業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】		○		
CPDS／CPDで取得した単位数等がわかる証明書等の写し【主たる営業所の所在地がさいたま市内で土木・建築・電気・管・舗装・造園のいずれかの業種を申請する場合のみ対象】		○		
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく一般事業主行動計画策定・変更届（受理印のあるもの）の写し又は認定を受けていることがわかるものの写し【主たる営業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】		○		
さいたま市消防団協力事業所表示証交付書の写し又は消防団協力事業所認定継続通知書の写し【主たる営業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】		○		
協力雇用主の登録に関する証明書の原本【主たる営業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】		○		

さいたま市告示第1213号

さいたま市水道局告示第135号

令和5年度及び令和6年度において、さいたま市及びさいたま市水道局が発注する施設、その他又は物品の小規模な修繕請負契約に係る事業者の登録について必要な事項を定めたので、次のとおり告

示する。

令和4年8月5日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市水道事業管理者 小 島 正 明

1 用語の定義

この告示において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 小規模修繕

内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易な100万円以下の小規模な修繕請負のことをいう。

(2) 登録名簿

さいたま市小規模修繕業者登録名簿のことをいう。

(3) 業者登録

小規模修繕の契約を希望する事業者を、登録名簿に登載することをいう。

(4) 市長等

さいたま市長及びさいたま市水道事業管理者のことをいう。

2 小規模修繕業者登録をすることができない者

小規模修繕業者登録を希望する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、業者登録をすることができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項に掲げる者

(2) 施行令167条の4第2項の規定により、さいたま市の競争入札に参加させないこととされた者

(3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が、その事業活動を支配している場合、その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、市長等が不適格であると認める者

(4) 国税（消費税及び地方消費税並びに法人にあつては法人税、個人事業主にあつては申告所得税及び復興特別所得税）について未納がある者又はこれに未納があり分割納付中である者

(5) 地方税（法人にあつては法人市民税、個人事業主にあつては個人市民税）について未納がある者又はこれに未納があり分割納入中である者

(6) 個人事業主の場合は、さいたま市に住民登録を有しない者、さいたま市内に本店を有しない者又はさいたま市外にある事業所で登録をしようとする者

(7) 法人の場合は、さいたま市内に主たる営業所（本社・本店等）を有しない者又はさいたま市外にある事業所で登録をしようとする者

(8) さいたま市の実施する競争入札の参加資格に関する審査を受け、さいたま市競争入札参加資格者名簿に登載されている者

(9) 次に掲げる者は、その資格の有効期限内において資格審査を受けることができない。

ア 一度登録の申請を受けた登録業務を他の登録業務に変更しようとする者

イ 一度登録の申請を受けた登録業務について、再度登録の申請を受けようとする者

ウ 登録の有効期間内に申請することができる登録業務の上限まで既に申請を行った者

3 登録業務等

- (1) 登録業務の区分は次表に掲げるとおりとする。

大工	内装	屋根
畳	ふすま・障子	ガラス
給排水設備	給湯設備	トイレ
サッシ・カーテン	空調設備	ガス管配管設備
厨房設備	電気設備	ドア・シャッター
塗装	防犯設備	外構・フェンス
その他修繕	物品修繕	

- (2) 登録の有効期間内に申請することができる登録業務の数は5以内とする。

4 業者登録の方法

業者登録を希望する事業者は、小規模修繕業者登録申請書に次に掲げる書類を添付し、市長等に提出しなければならない。

- (1) 小規模修繕登録希望業務申請書
- (2) 委任状【代理人を設置する場合のみ対象】
- (3) 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（写し可）【法人のみ対象】
- (4) 身分（元）証明書（写し可）【個人事業主のみ対象】
- (5) 後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書（被補助人にあっては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書）（写し可）【個人事業主のみ対象】
- (6) 印鑑証明書（写し可）【法人のみ対象】
- (7) 印鑑登録証明書（写し可）【個人事業主のみ対象】
- (8) 「法人税」並びに「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の3）又はこれと同じ税目について交付された納税証明書（その3）（写し可）【法人のみ対象】
- (9) 「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の2）又はこれと同じ税目について交付された納税証明書（その3）（写し可）【個人事業主のみ対象】
- (10) さいたま市の市税納税証明書（写し可）
 - ア 法人市民税【法人のみ対象】
 - イ 個人市民税・県民税【個人事業主のみ対象】
- (11) その他必要と認める書類

5 受付期間

- (1) 令和4年10月3日から令和4年11月4日まで（以下「定期登録」という。）
- (2) 令和5年4月1日から令和7年2月15日まで（以下「随時登録」という。）

ただし、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く。

6 登録名簿への登載

市長等は、登録の申請があったときはこれを審査し、適格と認めたときは、登録名簿に登載し、一般に公開する。

7 登録の有効期間

(1) 定期登録

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

(2) 随時登録

登録名簿に登載された日から令和7年3月31日まで

8 業者登録結果の通知

業者登録の結果については、郵送により通知する。

9 変更等の届出

登録名簿に登載された者は、申請内容に変更が生じたときは、直ちに関係書類を添えて市長等に対し届け出なければならない。

10 登録名簿からの抹消

市長等は次の各号のいずれかに該当するときは、その者を登録名簿から抹消するものとする。

(1) 2(1)、(2)、(3)、(6)、(7)又は(8)に該当する者となったとき。

(2) 登録名簿からの抹消を申し出たとき。

(3) その他市長等が必要と認めるとき。

11 その他

詳細は、令和5・6年度小規模修繕業者登録申請の手引による。

○一般競争入札の告示

さいたま市告示第1229号

さいたま市PRキャラクターエアータ입着ぐるみ製作業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年8月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市PRキャラクターエアータ입着ぐるみ製作業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和4年12月21日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「製作等」の受注希望業務「その他の製作等」で登載されている者

であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 令和2年4月1日以降、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする業務の契約実績を2件以上有し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付する。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部

担当 シティセールス担当 電話 048（829）1034

(2) 交付期間

告示の日から令和4年8月29日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の到達期限及び送付先

ア 到達期限

令和4年8月29日（月）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）又はレターパックプラスにより

提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部シティセールス担当

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年9月2日(金) 午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

ア 郵送(書留郵便(簡易書留郵便を含む。))又はレターパックプラス)による提出とする。

イ 総額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の到達期限及び送付先

ア 到達期限

令和4年9月13日(火)

イ 送付先

4(5)イに同じ

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月15日(木) 午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館3階第2会議室

(4) 開札への立会い

入札者又はその代理人は、事前に申請した場合に限り、開札時に立ち会うことができる。

(5) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部分権・広域行政担当

電話 048(829)1064 FAX 048(829)1997

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部シティセールス担当

電話 048(829)1034 FAX 048(829)1997

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加資格申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この業務委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1240号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年8月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名（物品の購入）

食器消毒保管庫（三室中学校）

(2) 納入場所

さいたま市緑区馬場1-38-2 さいたま市立三室中学校

(3) 特質等

入札説明書のとおり

(4) 納入期限

令和5年3月31日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「学校・保育用品」内の営業種目「学校用品」又は種目「一般機器」内の営業種目「住宅設備機器」で掲載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
担当 物品契約係 電話 048(829)1181
- (2) 交付期間
告示の日から令和4年8月25日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）
- (3) 交付費用
無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に掲載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類
 - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
 - イ 入札説明書に定める書類
- (2) 受付期間
3(2)に同じ

- (3) 受付場所
3(1)に同じ
- (4) 提出方法
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
 - (1) 交付場所
3(1)に同じ
 - (2) 交付日時
令和4年9月1日(木)及び令和4年9月2日(金)午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。
- 6 競争入札参加資格の喪失
本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。
 - (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札手続等
 - (1) 入札方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札の日時及び場所
 - ア 日時
令和4年9月21日(水)午後2時00分
 - イ 場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室
 - (3) 入札保証金
見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。
 - (4) 開札の日時及び場所
 - ア 日時
令和4年9月21日(水)入札終了後、直ちに行う。
 - イ 場所
7(2)イに同じ
 - (5) 落札者の決定方法
さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範

圏内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 問合せ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1216号

さいたま市市民税・県民税納税通知書等（当初分）印字製本封入封緘業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年8月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市市民税・県民税納税通知書等（当初分）印字製本封入封緘業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年10月3日から令和5年6月19日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「文書管理」の受注希望業務「封入封緘」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受

けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けている者であること。
- (7) 本入札の公告日から過去2年以内に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と、一つの契約において履行件数が5万件以上の印字製本封入封緘業務の履行実績があることを証明した者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部市民税課
担当 市民税システム係 電話 048(829)1198

(2) 交付期間

告示の日から令和4年8月31日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付方法

CD-ROM

(4) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

- (3) 受付場所
3(1)に同じ
 - (4) 提出方法
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
- 確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付方法
全て郵送とする。
 - (2) 交付日
令和4年9月7日(水)までに交付するものとする。
- 6 入札手続等
- (1) 入札方法
総価で行う。入札金額は、各業務の単価を予定数量で乗じた総合計金額を記入し、内訳を記載した内訳書を入札書に添付すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札の日時及び場所
 - ア 日時
令和4年9月14日(水)午前10時00分
 - イ 場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所本庁舎地下1階第1会議室
 - (3) 入札保証金
見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。
 - (4) 開札の日時及び場所
 - ア 日時
令和4年9月14日(水)入札終了後、直ちに行う。
 - イ 場所
6(2)イに同じ
 - (5) 落札者の決定方法
さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (6) 入札の無効
さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。
 - (7) 入札事務を担当する課
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部税制課
電話 048(829)1160 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局税務部市民税課
電話 048 (829) 1198 FAX 048 (829) 1986

7 契約手続等

(1) 契約形態

単価契約とする。なお、詳細は入札説明書による。

(2) 契約保証金

契約金額（支払限度額）の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(3) 契約書作成の要否

要（費用は受託者負担）

(4) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局税務部市民税課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1217号

さいたま市市民税・県民税納税通知書及び税額通知書（例月分）印字製本封入封緘業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年8月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市市民税・県民税納税通知書及び税額通知書（例月分）印字製本封入封緘業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年10月3日から令和6年3月11日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以

下「名簿」という。)に業務「文書管理」の受注希望業務「封入封緘」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けている者であること。

(7) 本入札の公告日から過去2年以内に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と、履行件数が5万件以上の印字製本封入封緘業務の履行実績があることを証明した者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部市民税課
担当 市民税システム係 電話 048(829)1198

(2) 交付期間

告示の日から令和4年8月31日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付方法

CD-ROM

(4) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に掲載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

- (2) 受付期間
3(2)に同じ
- (3) 受付場所
3(1)に同じ
- (4) 提出方法
持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

- (1) 交付方法
全て郵送とする。
- (2) 交付日
令和4年9月7日（水）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。入札金額は、各業務の単価を予定数量で乗じた総合計金額を記入し、内訳を記載した内訳書を入札書に添付すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月14日（水）午前10時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所本庁舎地下1階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月14日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局税務部税制課
電話 048(829)1160 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局税務部市民税課
電話 048(829)1198 FAX 048(829)1986

7 契約手続等

(1) 契約形態

単価契約とする。なお、詳細は入札説明書による。

(2) 契約保証金

契約金額（支払限度額）の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(3) 契約書作成の要否

要（費用は受託者負担）

(4) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局税務部市民税課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1237号

納税通知書等印字製本封入封緘業務（軽自動車税・令和5年度当初課税分）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年8月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

納税通知書等印字製本封入封緘業務（軽自動車税・令和5年度当初課税分）

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年10月3日から令和5年5月12日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「電算」及び「文書管理」の受注希望業務「封入封緘」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けている者であること。
- (7) 本入札の公告日から過去2年以内に、国（独立行政法人を含む。）又は人口30万人以上の地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

- (1) 交付場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部市民税課
担当 市民税システム係 電話 048(829)1198
- (2) 交付期間
告示の日から令和4年8月31日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）
- (3) 交付方法
CD-ROM
- (4) 交付費用
無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」と

いう。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年9月7日(水)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。入札金額は、各業務の単価を予定数量で乗じた総合計金額を記入し、内訳を記載した内訳書を入札書に添付すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月14日(水)午前11時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所本庁舎地下1階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月14日(水)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部税制課

電話 048(829)1160 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部市民税課

電話 048(829)1198 FAX 048(829)1986

7 契約手続等

(1) 契約形態

単価契約とする。なお、詳細は入札説明書による。

(2) 契約保証金

契約金額(支払限度額)の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局税務部市民税課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1221号

令和5年度固定資産税・都市計画税納税通知書等印字・製本・封入封緘業務(北部市税事務所所管分)について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年8月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和5年度固定資産税・都市計画税納税通知書等印字・製本・封入封緘業務（北部市税事務所所管分）

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年9月20日から令和5年5月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「文書管理」の受注希望業務「封入封緘」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けている者であること。

(7) 本入札の告示日から過去2年以内に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と、履行件数が10万件以上の印字・製本・封入封緘業務の契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部固定資産税課
担当 吉野 電話 048(829)1185

(2) 交付期間

告示の日から令和4年8月31日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付方法

CD-ROM

(4) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年9月7日（水）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。入札金額は、各業務の単価を件数で乗じた総合計金額を記入し、内訳を記載した内訳書を入札書に添付すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月14日（水）午前9時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市役所本庁舎地下 1 階第 1 会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 4 年 9 月 14 日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第 13 条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局税務部税制課

電話 048(829)1160 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局税務部固定資産税課

電話 048(829)1185 FAX 048(829)1986

7 契約手続等

(1) 契約形態

複数単価契約とする。なお、詳細は入札説明書による。

(2) 契約保証金

契約金額（支払限度額）の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等は、さいたま市財政局税務部固定資産税課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1222号

令和5年度固定資産税・都市計画税納税通知書等印字・製本・封入封緘業務（南部市税事務所所管分）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年8月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和5年度固定資産税・都市計画税納税通知書等印字・製本・封入封緘業務（南部市税事務所所管分）

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年9月20日から令和5年5月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「文書管理」の受注希望業務「封入封緘」で掲載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けている者であること。

- (7) 本入札の告示日から過去2年以内に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と、履行件数が10万件以上の印字・製本・封入封緘業務の契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。
- 3 入札説明書等の交付
- 本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。
- (1) 交付場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部固定資産税課
担当 吉野 電話 048(829)1185
- (2) 交付期間
告示の日から令和4年8月31日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）
- (3) 交付方法
CD-ROM
- (4) 交付費用
無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類
ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
イ 入札説明書に定める書類
- (2) 受付期間
3(2)に同じ
- (3) 受付場所
3(1)に同じ
- (4) 提出方法
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
- 確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
3(1)に同じ
- (2) 交付日時
令和4年9月7日（水）午前9時から午後4時まで
- (3) その他
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 入札手続等
- (1) 入札方法

総価で行う。入札金額は、各業務の単価を件数で乗じた総合計金額を記入し、内訳を記載した内訳書を入札書に添付すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月14日（水）午前9時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所本庁舎地下1階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月14日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部税制課

電話 048（829）1160 FAX 048（829）1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部固定資産税課

電話 048（829）1185 FAX 048（829）1986

7 契約手続等

(1) 契約形態

複数単価契約とする。なお、詳細は入札説明書による。

(2) 契約保証金

契約金額（支払限度額）の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 議決の要否

否

8 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。
- (2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約条項等は、さいたま市財政局税務部固定資産税課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1214号

口座振替依頼書等作成封入業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年8月5日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
口座振替依頼書等作成封入業務
- (2) 履行場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4外
- (3) 業務概要
仕様書のとおり
- (4) 履行期間
契約締結の日から令和4年11月4日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「文書管理」の受注希望業務「封入封緘」で掲載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 本入札の告示日を起算日として過去2年の間、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする業務の契約実績を有し、かつ、誠実に履行している者であること。
- 3 入札説明書の交付
- 本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
- さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部収納対策課
担当 収納管理係 電話 048（829）1167
- (2) 交付期間
- 告示の日から令和4年8月18日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）
- (3) 交付費用
- 無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類
- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
イ 入札説明書に定める書類
- (2) 受付期間
- 3(2)に同じ
- (3) 受付場所
- 3(1)に同じ
- (4) 提出方法
- 持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
- 確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
- 3(1)に同じ
- (2) 交付日時
- 令和4年8月24日（水）午前9時から午後4時まで
- (3) その他
- 郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 入札手続等
- (1) 入札方法
- 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課

税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年8月30日（火）午前10時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所6階会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年8月30日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部税制課

電話 048(829)1160 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部収納対策課

電話 048(829)1167 FAX 048(829)1962

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) この業務委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等は、さいたま市財政局税務部収納対策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p089759.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1235号

さいたま市被保護者保健指導等業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年8月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市被保護者保健指導等業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和5年3月22日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 過去2年の間に、地方公共団体において、国民健康保険の特定保健指導事業等の保健指導業務の実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部生活福祉課
担当 保護係 電話 048(829)1845

(2) 交付期間

告示の日から令和4年9月7日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年9月12日（月）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月16日（金）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館3階第2会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月16日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部福祉総務課
電話 048（829）1253 FAX 048（829）1961

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部生活福祉課
電話 048（829）1845 FAX 048（829）1961

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局福祉部生活福祉課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1236号

さいたま市立病院ポータブルX線撮影装置保守業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年8月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院ポータブルX線撮影装置保守業務

(2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年10月1日から令和9年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「保守点検」の受注希望業務「医療機器保守点検」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 本入札の告示日において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第40条の2第1項に基づく医療機器修理業許可証を交付されており、当該保守の修理区分の認定を受けている者

イ 当該医療機器のメーカーとの間に代理店契約を締結している者

(7) 令和2年4月1日以降に、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課
担当 調達係 電話 048(873)4274

(2) 交付期間

告示の日から令和4年8月26日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年9月5日（月）及び令和4年9月6日（火）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月16日（金）午前10時00分

イ 場所

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

(7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

7 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

8 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和4年9月16日（金）入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

6(2)イに同じ

9 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

10 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

11 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460　さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課

電話　048（873）4274　FAX　048（873）5451

12 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

1.3 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1230号

さいたま市家庭的保育者等研修業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年8月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市家庭的保育者等研修業務

(2) 履行場所

各研修開催会場外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和5年2月28日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」の受注希望業務「その他」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこと

とされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
 - (4) 告示の日から過去2年の間、国又は地方公共団体から同種業務を受託し、適切に実施した実績を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付
- 本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
 - ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局幼児未来部のびのび安心子育て課
担当 計画係 電話 048(829)1928
 - イ さいたま市ホームページからダウンロード
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p083222.html>
 - (2) 交付期間
告示の日から令和4年8月23日（火）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）
 - (3) 交付費用
無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類
 - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
 - イ 入札説明書に定める書類
 - (2) 受付期間
3(2)に同じ
 - (3) 受付場所
3(1)アに同じ
 - (4) 提出方法
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
- 確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
3(1)アに同じ
 - (2) 交付日時

令和4年8月25日（木）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。入札金額は、当該業務に係る経費の全てを含めること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月2日（金）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所本庁舎地下1階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月2日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局幼児未来部幼児政策課

電話 048（829）1885 FAX 048（829）2516

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局幼児未来部のびのび安心子育て課

電話 048(829)1928 FAX 048(829)2516

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 契約条項等は、さいたま市子ども未来局幼児未来部のびのび安心子育て課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

〔水道局〕

○特定調達契約に係る一般競争入札の中止

さいたま市水道局公告（調達）第17号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により令和4年6月15日さいたま市水道局公告（調達）第14号において公告した一般競争入札について、次のとおり中止したので、さいたま市水道局契約事務規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号）第26条第2項の規定により公示する。

令和4年8月15日

さいたま市水道事業管理者 小島正明

1 中止とした一般競争入札

件名

ア さいたま市水道局南部配水場外14か所で使用する電気

イ さいたま市水道局東部配水場外3か所で使用する電気

ウ さいたま市水道局馬宮配水場外73か所で使用する電気

エ さいたま市水道局水道総合センターで使用する電気

2 中止とした理由

応札者がなかったため。